

別表－1 一次審査評価項目及び配点

評価項目及び配点		評価事項		配点
1 事業者の実績 ^{※1}				2.0
2 技術者の実績 ^{※2}	管理技術者	同種・類似業務の実績件数		1.5
	建築(総合)主任技術者			1.5
	各主任技術者			建築(構造)
		電気設備	1.0	
	機械設備	1.0		
3 技術者の繁忙度 ^{※3}	管理技術者	手持業務の件数		4
	建築(総合)主任技術者			4
	各主任技術者	建築(構造)	手持業務の件数	4
		電気設備		4
		機械設備		4
	合計			

※1 事業者の実績

事業者の実績は、「5 参加資格(6)」記載の同種・類似業務5件までを評価する。

〈実績1件当たりの配点〉

同種業務	類似業務
4.0点	2.0点

※2 技術者の実績

平成28年以降に「義務教育学校」、「小中一貫教育を实践する併設型小学校・中学校」、「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「中等教育学校」、「特別支援学校」のいずれかに供される建物(国立・公立・私立を問わない)の新築・増築・改築に係る基本設計業務または実施設計業務を完成させた実績5件までを評価する。

評価に当たっては、学校種、延床面積、従事した立場を加味(a×b×c)する。

この場合、学校種(a)のうち同種は「義務教育学校、小中一貫教育を实践する併設型小学校・中学校」を、類似は「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校」を指す。

〈実績1件当たりの配点〉

技術者	学校種(a)		規模(b)		従事した立場(b)		
	同種	類似	8,000㎡以上	5,000㎡～7,999㎡	管理技術者	主任技術者	担当技術者
管理技術者	3.0点	1.5点	1.0	0.6	1.0	0.8	0.3
建築(総合)主任技術者							
各主任技術者	2.0点	1.0点	1.0	0.6	1.0	0.8	0.3

※3 技術者の繁忙度

技術者の繁忙度は、業務の履行期間が重複するものについて、各配点に次の評価係数を乗じて評価する。

評価事項	評価係数
手持業務*が1件以下	1.0
手持業務が2件	0.5
手持業務が3件以上	0.1

*手持業務とは、管理技術者、建築(総合)主任技術者、各主任技術者として配置されている業務をいう。